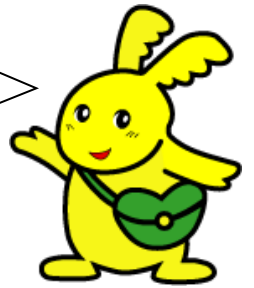


松原市給食サービスのご案内

目的

松原市給食サービスは、食事作りが困難な高齢者や重度障がい者の方の、健康の維持や疾病の予防を図るとともに、配食時に安否の確認を行い、地域で安心して生活できるように支援することを目的としています。

栄養バランスのよいお弁当をお家に届けます



利用できる方

- ① おおむね 65 歳以上の独り暮らしの高齢者
 - ② おおむね 65 歳以上の高齢者のみの世帯
 - ③ 単身の重度障がい者
 - ④ 重度障がい者のみの世帯
- ※「重度障がい者」とは、身体障害者手帳 1, 2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかの手帳の交付を受けている方です。

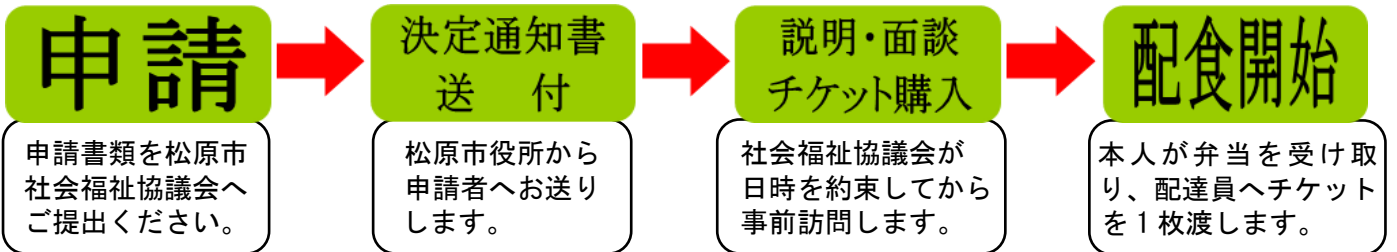


▲ (イメージ写真)
インスタントの汁物が付きます。容器のまま電子レンジで温められます。おかゆ・きざみ食など対応します。午前中に配達しますので、必ず昼食としてお召し上がりください。

利用料・配達日

- ・ 1 食 370 円 (チケット事前購入制)
- ・ 月～金曜日のうち希望する曜日
(土・日曜・祝日・12/29～1/3 は休み)

利用の手順



※配達は午前中です(配達時間の指定はできません)。食中毒等防止のため、必ず当日の昼の1時ごろまでにお召し上がりください。

※安否確認や事故防止のため、お弁当はご本人への手渡しとなります。訪問時にご本人がお留守の場合、代理の方などがおられてもお弁当はお渡しできません。

※配食を中止される場合は、前日の午後4時(月曜日の分については前週金曜日の午後4時)までに、松原市社会福祉協議会へご連絡ください。連絡がない(遅れた)場合、お弁当を受け取っておられなくてもチケットを頂戴いたします。

お問い合わせ・連絡先 (土・日・祝日は休み)	
申請受付・連絡調整	松原市社会福祉協議会 松原市阿保1-1-1 松原市役所東別館3階 ☎ 072-333-0294
弁当製造	桃太郎ヘルシーサービス・配食のふれ愛
事業実施主体	松原市役所 高齢介護課 松原市阿保1-1-1 ☎ 072-334-1550 (代表)